

## 高齢者の経済状況と主観的な暮らし向きをめぐる4カ国比較

東京都立大学 人文社会学部 教授  
和気 純子

### 1 相対的貧困率の4カ国比較

OECDのデータから高齢者の貧困率をみると、日本の高齢者の貧困率は、女性が22.8%、男性が16.6%となっており、OECDの平均値である16.9%、11.7%を上回り、加盟国(38カ国)のうち9番目に高い1)。ここで使用されている指標の相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得、以下、等価所得と表記)の中央値の一定割合(ここでは50%)に満たない世帯員の割合を指し、国際的な比較において一般的に用いられる指標である。また、本研究の対象国では、アメリカは女性が25.4%、男性が19.9%と日本より1ランク上の8番目に位置している。他方、ドイツは女性が15.2%、男性が10.0%とOECD平均より低く、スウェーデンは女性が9.0%、男性は5.4%に過ぎない。

### 2 日本の高齢者の貧困をめぐる先行研究

日本の高齢者の貧困に関する先行研究をみると、将来について概ね悲観的な予測がなされている。1985年から2018年までの高齢者の相対的貧困率の変化を分析した四方は、高齢女性の貧困率が低下しなかった理由として、三世帯同居の減少による単独世帯の増加にあわせ、死別高齢女性の貧困率が上昇したことをあげている2)。具体的には、1985年から2018年にかけて、高齢男性の貧困率が21%から16%へと5ポイント低下しているのに対して、高齢女性では、24%から23%とほぼ横ばいであった。男女とも配偶者がいる場合の貧困率は8~9%低下しているものの、死別高齢者女性の貧困率は24%から32%に大幅に上昇した。この理由について、四方・渡辺は、平均寿命が長く死別を経験しやすい女性において、三世帯同居の減少が顕著になり単身化が進んだことが要因であると指摘している3)。

さらに四方は、過去30年と同様の経済成長を前提とすると、今後、実質的な基礎年金額の低下が予測されるとともに、男性の平均手取り賃金に対するモデル年金額の水準とされる所得代替率が10%以上低下する想定からも、高齢者の相対的な年金収入の低下に相対的貧困率の上昇が見込まれると予想する。また、高齢女性における未婚や離別の割合の上昇、男女ともに単独世帯が増え、いずれも家族に頼ることができない高齢者の増加を考えると、高齢者の貧困問題はより深刻になるであろうと指摘している。

なお、山田は、少し古いが日本の2008年のデータにもとづき、高齢者の相対的貧困リスクに関する要因分析の結果から、以下の5点を析出している4)。高学歴が高齢期における等価所得を引き上げ、相対的貧困リスクを下げる、高齢期の就業は等価所得を引き上げ

るが、女性の場合、非正規雇用ではリスク低減効果を確認できない、離別経験は女性にのみ有意に等価所得を下げ、相対的貧困および公的年金給付がないリスクを大幅に引き上げる、非正規雇用・自営業中心であることも公的年金給付がないリスクを引き上げる、同居の子どもが無職あるいは非正規雇用であることが高齢期の相対的貧困リスクを引き上げる。

### 3 日本の公的年金制度の根本的矛盾と貧困化のリスク

先行研究からも明らかなように、日本の公的年金制度の成熟が高齢者の絶対的貧困を低減させたことは事実であるが、被用者を対象とした厚生年金・共済年金制度と、自営業を対象とした国民年金制度とでは給付水準が大きく異なっており、後者において高齢期の相対的貧困リスクが増大する。

「令和6年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」によれば5)、厚生年金保険(第1号)の平均年金月額、男性で16万9967円、女性で11万1413円であるのに対して、国民年金では男性で6万1595円、女性で5万7582円と大きな乖離がある。この金額をみれば、国民年金以外の収入や預貯金、あるいは持ち家がなければ生計が成り立たないのは明らかである。実際、生活保護受給者に占める高齢者の割合は、2割程度であった1985年以降、右肩上がりが増加し続け、現在は5割を超えている。2025年11月の時点で、生活保護受給世帯の55%は高齢者世帯が占めているのが現状である6)。

### 4 貧困と主観的幸福感

貧困は物質的、経済的な側面のみならず、社会関係や心理的な側面にもネガティブな影響を与える事象である。このような観点から、山田らは、生活保護受給状況による高齢者の幸福感の差異を検討している。「生活保護受給」「非受給・貧困」「非受給・一般」の3群に対して、2013年、2016年に実施された高齢者への大規模調査から、日常生活自立(治療疾患の有無と高次生活機能)社会生活自立(知人と会う頻度、近隣との交流)の交絡要因の幸福感への影響が分析された7)。その結果、生活保護受給群の幸福感は他の2群より有意に低く、性別・年齢に関わらず、高幸福群への該当しやすさは、「非受給・一般」群の0.68倍であった。しかし、日常生活自立と社会生活自立の状況を調整すると0.73倍に縮小し、これらの自立支援が生活保護受給者の低幸福感の一部を緩衝しうることが示唆されている。

### 5 本調査による分析～4カ国比較～

本調査で収集されたデータにもとづき、高齢者の経済状況とそれらを既定する要因について4カ国の比較分析を行う。

### 1) 主要なカテゴリー変数による平均月収の差異

平均月収を示す Q11 について、「収入はない」を「5 万円未満」と統合し、連続変数に変換後、これを従属変数とし、「性別」「婚姻状況」「主な収入源」(Q10)「現在の収入を伴う仕事」(Q15)のそれぞれを独立変数とする一元配置分散分析を実施し、平均値および有意性の検討を国別に行った。

表 1 ~ 4 のとおり、いずれの変数についても有意差が確認され、4 カ国とも女性の収入が低い傾向が認められた。また、婚姻状況についても有意差が認められ、「現在、配偶者/パートナーがいる」者の収入が最も高い。「配偶者/パートナーがいたことはない」は、日本、アメリカ、スウェーデンでは収入が最も低いが、ドイツでは死別や離別とほぼ変わらない状況であった。「主な収入源」では、日本とアメリカでは財産収入が最も高い収入であるが、ドイツ、スウェーデンでは、仕事による収入が最も高い。「現在の仕事」についても有意差が見られ、いずれの国も「会社/団体役員」が最も収入が高い。一方、日本、スウェーデンでは、「収入を伴う仕事をしていない」者が最も低いが、アメリカでは、「自営農林漁業」が最も低くなっている。

表 1 性別 × 平均月収 (平均値)

	日本	アメリカ	ドイツ	スウェーデン
男性	4.47	7.78	6.30	7.33
女性	4.08	6.75	5.47	6.51
合計	4.28	7.26	5.85	6.95
F値 (一元配置分散分析)	17.1 **	44.8 **	36.4 **	34.2 **
**p<0.01 *p<0.05				

表 2 婚姻状況 × 平均月収 (平均値)

	日本	アメリカ	ドイツ	スウェーデン
配偶者/パートナーいたことない	3.08	5.36	4.83	5.09
現在、配偶者/パートナーがいる	4.71	8.24	6.77	7.88
配偶者/パートナーと離別	3.27	6.18	4.99	5.63
配偶者/パートナーと死別	3.26	6.06	4.87	5.51
合計	4.28	7.26	5.83	6.93
F値 (一元配置分散分析)	72.6 **	85.8 **	69.12 **	118 **
**p<0.01 *p<0.05				

表3 現在の仕事×平均月収（平均値）

	日本	アメリカ	ドイツ	スウェーデン
自営農林漁業	4.60	6.65	5.5	7.95
自営商工サービス業	4.93	8.18	6.88	8.14
会社/団体役員	6.44	8.67	8.82	9.00
フルタイム被雇用者	5.31	7.98	6.96	8.26
パートタイム・臨時被雇用者	4.41	7.59	5.71	7.51
収入を伴う仕事をしていない	3.69	7.03	5.46	6.65
合計	4.27	7.25	5.83	6.95
F値（一元配置分散分析）	67.3 **	5.62 **	20.44 **	14.9 **

\*\*p<0.01 \*p<0.05

表4 主な収入源×平均月収（平均値）

	日本	アメリカ	ドイツ	スウェーデン
仕事	5.39	8.02	7.4	8.71
公的年金	3.82	6.73	5.48	6.4
私的年金	3.79	8.46	5.73	8.69
預貯金	3.21	8.19	6.09	6.59
財産収入	6.38	8.72	5.63	8.14
子ども等からの援助	2.33	4.75	4.00	4.00
生活保護	2.55	4.2	3.41	4.33
その他	5.32	5.35	6.17	6.24
合計	4.28	7.25	5.83	6.95
F値（一元配置分散分析）	50.7 **	20.8 **	24 **	33.5 **

\*\*p<0.01 \*p<0.05

## 2) 平均月収および主観的暮らし向き（困り感）を規定する要因

平均月収を従属変数に、性別、年齢、学歴3段階（「その他」と「わからない」を分析から除外）、一人暮らし、収入のある仕事の有無、健康状態を独立変数とする重回帰分析を4カ国別実施したところ、表5のとおり、すべての国において、学歴が高く、一人暮らしでないこと、収入のある仕事をしていること、健康状態が良いことが平均月収の高さにつながっていた。他方、日本では、性別と年齢が規定要因とならず、ドイツでは年齢が規定要因とはならなかった。この結果は、日本では高齢者が家族と同居している割合が高いこともあり、

月収が配偶者や家族と厳密に区別されていない可能性や、高齢でも働き続けていることが影響していることが考えられる。

表5 平均月収の既定要因 (重回帰分析)

	日本	アメリカ	ドイツ	スウェーデン
性別	-0.04	-0.16 **	-0.09 **	-0.11 **
年齢	0.05	0.09 **	-0.03	-0.12 **
学歴(3段階)	0.23 **	0.18 **	0.13 **	0.23 **
一人暮らし	-0.16 **	-0.27 **	-0.35 **	-0.44 **
収入ある仕事の有無	-0.25 **	-0.11 **	-0.14 **	-0.13 **
健康状態	-0.12 **	-0.16 **	-0.15 **	-0.08 **
調整済みR2	0.24 **	0.19 **	0.27 **	0.37 **
**p<0.01 *p<0.05				

次に、従属変数の主観的な暮らし向き(困り感)について、上記の独立変数に平均月収を追加した重回帰分析を実施した(表6)。

表6 主観的暮らし向きの既定要因 (重回帰分析)

	日本	アメリカ	ドイツ	スウェーデン
性別	0.10 **	-0.04	-0.03 **	-0.02
年齢	0.13 **	0.07 *	0.23 **	0.19 **
学歴(3段階)	0.09 **	-0.03	0.09 **	0.01
一人暮らし	0.01	0.05	0.02	-0.04
収入ある仕事の有無	0.01	0.13 **	-0.02	0.01
健康状態	-0.17 **	-0.22 **	-0.21 **	-0.16 **
平均月収	0.33 **	0.41 **	0.45 **	0.35 **
調整済みR2	0.17 **	0.19 **	0.32 **	0.17 **
**p<0.01 *p<0.05				

4カ国とも平均月収が最も大きな要因となり、健康状態の悪いことがネガティブに作用していた。しかしながら、それ以外の既定要因は国ごとに異なっており、例えば、日本では、女性であること、年齢が高いことが困り感を減少させる既定要因になる一方、一人暮らしであることや収入のある仕事の有無は既定要因にはならなかった。他方、アメリカとスウェーデンでは、性別や学歴、一人暮らしであることはいずれも既定要因とならず、スウェーデンでは収入のある仕事の有無も既定要因とはならなかった。この結果は、主観的な暮らし向き

は、月収や健康の影響を大きく受けつつも、とりわけ日本とスウェーデンでは、独立変数による説明率の方が低い傾向がみられ、それ以外の多様な要素が影響を与えていることが示唆された。

## 6 おわりに

物価高が進行している現在、年金に依存している高齢者の経済生活は厳しい状況におかれている。本分析では、とりわけ、他の3カ国に比べ日本の高齢者のおかれた厳しい経済状況が確認され、多くの高齢者が仕事を継続することで生計を維持していることがわかった。しかし、現役世代の社会保険料の負担軽減が声高に叫ばれるなかで、「子どもの貧困」に比べ、高齢者の生活困窮が注目される機会は限られている。先行研究において、今後、高齢者の経済状況がさらに悪化することが予測されるなかで、そもそも自立生活が困難な低い金額に設定されている国民年金制度のあり方を含め、超高齢社会にある日本の高齢者の経済生活の改善を模索する必要がある。

<注>

- 1) OECD(2025). *Pension at Glance 2025*.  
[https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2025/11/pension-at-a-glance-2025\\_76510fe4/e40274c1-en.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2025/11/pension-at-a-glance-2025_76510fe4/e40274c1-en.pdf) (2月8日最終閲覧).
- 2) 四方理人(2025)「高齢者の貧困の時代的推移」『老年社会科学』第46巻第4号、pp.381-388.
- 3) 四方理人・渡辺久里子(2023)「配偶関係別にみた高齢女性の貧困と公的年金制度」『社会政策』15(2), pp.8-20.
- 4) 山田篤裕(2010)「高齢期の新たな相対的貧困リスク」『季刊・社会保障研究』Vol.46(2)
- 5) 厚生労働省年金局(2025)「令和6年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」令和7年12月. <https://www.mhlw.go.jp/content/001617995.pdf> (2月8日最終閲覧)
- 6) 厚生労働省(2026)「被保護者調査」(令和7年11月分概数)2026年2月4日.  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2025/dl/11-01.pdf> (2月8日最終閲覧)  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2015/dl/kakutei.pdf> (2月8日最終閲覧)
- 7) 山田壮志郎・斉藤雅茂・横山由香里(2023)「生活保護需給状況による高齢者の幸福感の相違～JAGES2013・2016横断データより」『社会福祉学』Vol.63(4)、pp.15-26.

